

生活の景

- 住宅地開発においては従前の地形に配慮するとともにできるだけ既存の樹木などを活かす。
- 多様なスケールと彩りのある植栽空間を創出し、地域のイメージを高めていくよう努める。
- エントランスや壁面は公共スペースに対して圧迫感を軽減し、豊かな表情を与える設えとする。

【対象区域と位置図】

- ・ 第1種低層住居専用地域
- ・ 第2種低層住居専用地域
- ・ 第1種中高層住居専用地域
- ・ 第2種中高層住居専用地域
- ・ 第1種住居地域

| | | | |
|--------|---------|---|---|
| 景観形成基準 | 建築物・工作物 | 形態意匠 | 【低層部】道路等の公共空間に面する建築物の低層階の壁面については、石材等の自然素材や表面に凹凸がある素材を使用する等、質感が高くなるよう配慮する。ただし、戸建住宅の場合はこの限りでない。 【中高層部】屋外階段、バルコニー等は、建築物の壁面と一体的な形態意匠とし、特にバルコニーは内部が見えない構造とする。 |
| | | 高さ | ● 隣接地と著しい差が生じないよう努めるとともに、生じる場合は急激な落差の緩和に努める。 |
| | | 配置 | ● 中高層住宅を寺尾上土棚線より西側に建築する場合、大山丹沢の山並みの稜線を遮らないよう配慮する。 |
| | | 壁面 | ● 通りに面する部分や通りから見渡すことができる側壁については、圧迫感を与えない程度に壁面の後退に努める。やむを得ず後退できない場合は、歩行者等に圧迫感を感じさせないように壁面の前面部を生垣や植栽等により、修景するよう配慮する。 |
| | | 色彩 | ● 住環境にふさわしい暖かみのある景観を保つため、色相は、黄赤（YR）、黄（Y）系を推奨する。また適度な明るさと穏やかさのある景観とするため、トーンは 高明度及び中明度の低彩度色、中明度の彩度色とする。 |
| | | 垣・柵 | ● まち並みや緑の連続性に配慮した構造、形態意匠とする。 ● 垣や柵は歩行者の目線の高さを著しく超えない高さとし、圧迫感を軽減すると共に緑化等により通りに対して潤いを与えるよう配慮する。 |
| | その他 | ● 空調設備の室外機等の機械設備は、前面道路から見えない配置もしくは構造とする。ただし、戸建住宅の場合は、前面道路から見えない配置若しくは構造となるよう努めるものとする。 ● 給水管、ダクト等の壁面設備は、外壁面に露出させないように設置する。やむを得ず、外部に露出する場合は、壁面と同色仕上げとする等の措置を講じる。 | |
| | 植栽 | ● 地域を縁どる緑のまとまりや連なりを構成している緑地や樹木の保全に努める。 ● 植栽は可能な限り、道路等の公共空間に面する部分に配置する。 ● 植栽は、周辺の景観と調和のとれた樹種とするよう配慮する。 | |
| | 駐車場 | ● まち並みの連続性を分断しないよう、目立ちにくい配置とし、周囲から見える部分には修景をする。戸建住宅の場合は、車庫は、植栽等の工夫により、内部が道路側から目立たないようにする。 | |
| | その他 | ● 土地の形質の変更を行う場合には、周辺環境との調和に配慮する。 ● 斜面地の造成において、長大な擁壁を設置する場合、単調な印象とならないよう、壁面緑化等意匠の工夫を図る。 | |

産業の景・新市街地の景

- (商業)
 - 後背や周辺の環境に配慮し、快適で、楽しい商業景観を創出する。
 - 公共空間との境界を意識し、綾瀬らしい顔づくりを意識した緑豊かな景観とする。
 - 人々が交流する開かれた空間整備を行い、賑わいと潤いを感じる景観づくりに配慮する。
- (工業)
 - 周辺の環境に配慮し、働く人も、近隣も快適かつ豊かな産業景観を創出する。
 - 公共空間や異なる土地利用との境界を意識し、互いの価値を損なうことのない景観形成に努める。

【対象区域と位置図】

- ・ 近隣商業地域
- ・ 準工業地域
- ・ 工業地域
- ・ 工業専用地域

| | | | |
|--------|---------|--|---|
| 景観形成基準 | 建築物・工作物 | 形態意匠 | ● まち並みや緑の連続性に配慮した構造・形態意匠とする。 ● 主要な交差点に面する建築物等は、沿道に変化を与える特徴ある景観づくりに配慮し、壁面の意匠等の工夫に努める。 |
| | | 高さ | ● 隣接地と著しい差が生じないよう努めるとともに、生じる場合は急激な落差の緩和に努める。 |
| | | 壁面 | ● 通りに面する部分や通りから見渡すことができる側壁については圧迫感を与えない程度に壁面の壁面の後退に努める。 |
| | | 色彩 | ● 商業・業務系の建物は華やかさのある色彩表現も必要なことから、多彩な色彩表現の妨げとならないよう、比較的幅広い範囲の色彩を認めるが、周囲の景観とのバランスを考慮し、楽しく魅力的な沿道となるよう努める。特に、コーポレートカラーやショップ名は派手な原色が多いことから、ベースカラーなど大きな面積では用いないように努める。 |
| | | その他 | ● 設備類は通りから見えにくい配置とするか、建築物との一体的なデザイン、もしくは緑化等によって露出しないよう修景する。 ● 建築並びに工作物について住宅地の周辺では強い光の反射を生じさせない素材や色彩とする。 |
| | | | 植栽 |
| | 駐車場 | ● まち並みの連続性を分断しないよう、目立ちにくい配置とし、周囲から見える部分には修景をする。 | |
| | その他 | ● 土地の形質の変更を行う場合には、周辺環境との調和に配慮する。 ● 土石や建築資材等のたい積を行う場合には、敷地内の適切な維持管理を行い、敷地周囲の緑化等による目隠し修景に努める。 | |

自然田園の景・ふるさとの景

- 自然と田園が織りなす都市空間構成を尊重し、できるだけ従前の風景を損なわない計画とする。
- 斜面緑地の緑、自然護岸と田園の一体感など、緑地の連続性に配慮する。
- 長い歴史や風土、農業の営みによって形成されてきた田園景観を継承する。
- 季節の花や樹木、あるいは地域の活動で生まれたアートなどを活かし、自然田園の風景と調和する、新しい景観を創出する。

【対象区域と位置図】

- ・ 市街化調整区域

| | | | | |
|--------|---------|-----|--|---|
| 景観形成基準 | 建築物・工作物 | 規模 | 【全体】河川、田畑、樹林地、斜面林等が一体となってつくり出している自然田園の景の基本的な配置を尊重するとともに、その繋がりを建築物や工作物が妨げないよう配慮する。 【水辺】水辺側の敷地境界線からできる限り後退するよう配慮し、敷地内にある既存の樹木を水辺側の修景に生かせるような配置とする。原則として、建築物の外壁は河川や視点場となりうる主要な道路から後退させ、快適な空間づくりを行う。ただし、河川または主要道路に面して建築物が連たんしている地区において、周辺の建築物の配置状況を勘案し、景観形成上支障がない場合はこの限りではない。 【緑地】周辺に樹林地等がある場合は、できる限りその高さ以内にとどめる規模となるよう配慮する。 【農地】農地周辺では、農地内外からの眺望や敷地内・敷地周辺の緑の連続性が保全されるよう壁面後退等の建築物の配置や緑の配置に配慮する。 | |
| | | 色彩 | ● 周囲を取り囲む自然景観に融和する低彩度とし、色相は、木材や石材等自然の風合いがある建材色を尊重し、YR（黄赤）やY（黄）などの暖色系や無彩色を推奨する。 | |
| | | 垣・柵 | ● 河川または農地沿いの道路に面して設ける場合は、できるだけ樹木（生垣）による。 ● 建築物の敷地にあっては、できるだけ樹木（生垣）、木材、石材等の自然素材を用いる。 | |
| | | その他 | ● 工作物は、設置する位置に応じて、建築物と調和した色彩とする。 | |
| | | | 植栽 | ● 地域を縁どる緑のまとまりや連なりを構成している緑地や樹木の保全に努める。 ● 植栽は、周辺の景観と調和のとれた樹種とするよう配慮する。 ● 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残す。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめ、伐採した量の補充に努める。 |
| | | | その他 | ● 屋外における物件の集積または貯蔵については、その高さをできるだけ低くし、敷地の外周部に植樹等による遮へい措置を講じるものとする。用途上、これらの措置が適切でないものについては、整然と集積または貯蔵するよう努める。 ● 土石の類の採取については、河川からできるだけ望見できないよう遮へい措置を講じ、採取跡地は、周辺環境に配慮した緑化等を図る。 |

沿道の景

- 以下の点に配慮し、沿道景観を連続させ、潤いのある魅力的な景観づくりを行う。
 - 1) 異なる用途が隣り合う境界部の調和
 - 2) 通りからの見え方や潤いに配慮した景観
 - 3) 広告物の大きさや色彩への配慮

【対象区域と位置図】

- 準住居地域であり、かつ次の道路に面している地域
- ・ 神奈川県道40号（横浜厚木）
- ・ 神奈川県道45号（丸子中山茅ヶ崎）
- ・ 都市計画道路寺尾上土棚線
- ・ 都市計画道路早川本蓼川線

| | | | |
|--------|---------|--|---|
| 景観形成基準 | 建築物・工作物 | 形態意匠 | ● スカイラインを整える等、まとまりのある沿道景観を創出し、平滑な大壁面が生じないよう陰影効果に配慮する。 ● 主要な交差点に面する建築物等は、沿道に変化を与える特徴ある景観創出に配慮し、壁面の意匠の工夫に努める。 ● 屋上に設ける設備はできるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮したものとす。これが難しい場合は目隠しをする等修景に配慮する。 |
| | | 高さ | ● 沿道の街並みとの調和や連続性に配慮する。 |
| | | 壁面位置 | ● 沿道に対して無表情な壁を設けないよう、適切な分節化や緑化等仕上げに工夫をする。 ● 敷地の利用用途に応じて、歩行者にゆとりや潤いを感じさせるよう配慮する。 ● まち並みや緑が連続する配置とし、沿道に対して開放感を与えるよう配慮する。 |
| | | 色彩 | ● 沿道の賑わいや華やかさの演出も大切ですが、多様な色彩が氾濫することがないよう、周辺の景観や建築物との調和に留意する色彩とする。また特に沿道に植栽が施してあるところについては緑との調和に留意する。 |
| | | 素材 | ● 周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。 |
| | | その他 | ● 周辺からの見え方に配慮して、敷地境界付近でのコンクリートブロック塀等の設置は避け、積極的に生垣や植栽を設置するよう努める。 |
| | 植栽 | ● 沿道景観に潤いを与え、綾瀬市の玄関口として来街者へのもてなしの意を表すため、特に道路側の緑化に努める。 ● 独立広告等の足元周りの緑化、壁面緑化や屋上緑化等を検討し、街路樹と一体となった緑化空間の創出に努める。 ● 潤いある緑豊かな沿道景観を創出するため、1敷地に1本以上の中高木の植栽に努める。 ● 街路樹や公園内樹木の落ち葉清掃等の維持管理活動に協力する。 ● 敷地内の樹木はその保全・活用に努める。 | |
| | 駐車場 | ● 周辺からの見え方に配慮し、道路境界付近の花木や中高木の植栽、外周の生垣緑化・路面緑化等に努める。 | |
| | その他 | ● 土地の形質の変更を行う場合には、周辺環境との調和に配慮する。 ● 物件のたい積を行う場合には、敷地内の適切な維持管理を行い、敷地周囲の緑化等による目隠し修景に努める。 ● 屋外に設備機器を設置する場合は、道路から直接見えない位置に配置するように努める。 ● 道路占用物の形態・意匠及び色彩は華美でなく洗練されたものとなるよう努める。 | |